

第3部 管 理

第1章 学校管理

第1節 公立小・中・義務教育学校

1 小 学 校（義務教育学校の前期課程含む）

年 度	学 校 数			児童数	学級数	学級編制 基 準	学級平均 児 童 数
	本 校	分 校	計				
5	353	0	353	97,190	4,414	35	22.0
4	359	0	359	99,702	4,419	40 (35)	22.6
3	361	1	362	101,447	4,408	40 (35)	23.0
2	366	0	366	103,746	4,389	40 (35)	23.6

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級	35人
複 式 学 級	{ 1年生を含む2の学年 それ以外の2の学年
特別支援学級	8人

本年度の小学校（義務教育学校の前期課程含む）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1 ————— 1		11 ————— 13		21 ————— 24		31 ————— 36	
2 ————— 2		12 ————— 14		22 ————— 26		32 ————— 37	
3 ————— 4		13 ————— 15		23 ————— 27		33 ————— 38	
4 ————— 5		14 ————— 17		24 ————— 28		34 ————— 39	
5 ————— 7		15 ————— 18		25 ————— 29		35 ————— 41	
6 ————— 8		16 ————— 19		26 ————— 30		36 ————— 42	
7 ————— 9		17 ————— 20		27 ————— 31		37 ————— 43	
8 ————— 10		18 ————— 21		28 ————— 32		38 ————— 44	
9 ————— 11		19 ————— 22		29 ————— 33		39 ————— 45	
10 ————— 12		20 ————— 23		30 ————— 35		40 ————— 46	

2 中 学 校（義務教育学校の後期課程含む）

年 度	学 校 数			生徒数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 生 徒 数
	本 校	分 校	計				
5	176	1	177	51,765	1,916	35	27.0
4	175	1	176	52,151	1,913	40 (35)	27.3
3	177	1	178	53,098	1,925	40 (35)	27.6
2	177	1	178	53,061	1,909	40 (35)	27.8

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級 35人

複 式 学 級 編制しない

特別支援学級 8人

本年度の中学校（義務教育学校の後期課程含む）教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1—————4	11—————18	21—————33	31—————49				
2—————6	12—————19	22—————35	32—————51				
3—————7	13—————20	23—————36	33—————52				
4—————8	14—————22	24—————37	34—————54				
5—————9	15—————24	25—————39	35—————55				
6—————10	16—————25	26—————40	36—————56				
7—————12	17—————27	27—————42	37—————57				
8—————14	18—————29	28—————43	38—————58				
9—————15	19—————31	29—————45	39—————60				
10—————17	20—————32	30—————47	40—————61				

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、令和5年4月1日現在、小学校349校、中学校172校、義務教育学校5校となっている。統廃合による適正規模として、学級数について、小・中学校においては12学級から18学級まで、義務教育学校においては18学級から27学級までとされており、また、通学距離について、小学校においては4キロメートル以内、中・義務教育学校においては6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

学校新設・統廃合・位置変更一覧（R4.4.2～R5.4.1）

■小・中・義務教育学校の新設・廃止・統合

番号	年月日	設置者	旧学校名	新学校名	形式
1	R5.3.31廃止 R5.4.1新設	北方町	北方小学校	北学園	新設
2	R5.3.31廃止 R5.4.1新設	北方町	北方西小学校		
3	R5.3.31廃止 R5.4.1新設	北方町	北方中学校		
4	R5.3.31廃止 R5.4.1新設	北方町	北方南小学校	南学園	新設
5	R5.3.31廃止 R5.4.1新設	北方町	北方中学校		
6	R5.3.31廃止 R5.4.1統合	関市	寺尾小学校	武芸小学校	廃止統合
7	R5.3.31廃止 R5.4.1統合	八百津町	潮見小学校	八百津小学校	廃止統合
8	R5.3.31廃止 R5.4.1統合	中津川市	福岡小学校	福岡小学校	新設
9	R5.3.31廃止 R5.4.1統合	中津川市	高山小学校		
10	R5.3.31廃止 R5.4.1統合	中津川市	下野小学校		
11	R5.3.31廃止 R5.4.1統合	下呂市	中原小学校	下呂小学校	廃止統合

■小・中・義務教育学校の位置変更

高山市立荘川小学校が令和5年度、6年度の2年間高山市立荘川中学校の校舎を共用する。

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中の保有建物の構造別の状況は、平成29年度と令和4年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比）

（単位㎡）

区 分		年度	学 校							
			鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木 造		計	
校舎	岐阜県	4	1,427,273	95	45,971	3	28,752	2	1,501,996	100
		29	1,437,232	95	43,826	3	31,041	2	1,512,099	100
	全 国	4	78,701,000	96	2,285,000	3	1,051,000	1	82,037,000	100
		29	79,637,000	96	2,169,000	3	1,098,000	1	82,904,000	100
屋体	岐阜県	4	219,270	62	124,871	36	5,625	2	349,766	100
		29	219,111	62	129,228	37	4,842	1	353,181	100
	全 国	4	8,858,000	54	7,359,000	45	181,000	1	16,398,000	100
		29	8,881,000	53	7,731,000	46	197,000	1	16,809,000	100
寄宿舎	岐阜県	4	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	—	—	—	—	—	—	—	—
	全 国	4	2,000	50	1,000	25	1,000	25	4,000	100
		29	5,000	72	1,000	14	1,000	14	7,000	100
区 分		年度	中 学 校							
			鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木 造		計	
校舎	岐阜県	4	858,178	95	28,209	3	17,603	2	903,990	100
		29	862,403	95	28,656	3	17,539	2	908,598	100
	全 国	4	46,514,000	96	1,505,000	3	424,000	1	48,443,000	100
		29	46,858,000	96	1,486,000	3	424,000	1	48,768,000	100
屋体	岐阜県	4	186,883	79	44,977	19	3,858	2	235,718	100
		29	185,108	79	46,413	20	2,426	1	233,947	100
	全 国	4	6,756,000	61	4,277,000	38	100,000	1	11,133,000	100
		29	6,712,000	60	4,418,000	39	100,000	1	11,230,000	100
寄宿舎	岐阜県	4	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	—	—	—	—	—	—	—	—
	全 国	4	45,000	70	5,000	8	14,000	22	64,000	100
		29	54,000	75	7,000	10	11,000	15	72,000	100

（注）令和４年度、平成29年度とも５月１日現在

(2) 国庫負担（補助）事業の状況

令和４年度公立学校施設整備国庫負担（補助）事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担（補助）事業

（交付決定ベース）

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(㎡)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	1	799	95,691	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	0	0	0	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	0	0	0	1/2
小学校 統合に伴う新・増築事業	1	1,372	181,390	1/2、5.5/10
中学校 統合に伴う新・増築事業	0	0	0	1/2
義務教育学校 統合に伴う新・増築事業	0	0	0	1/2
危険建物の改築事業	1	153	26,596	1/3
不適格建物の改築事業(適正配置等)	1	63	10,979	1/3
大規模改造事業(老朽・障害等)	57	—	433,282	1/2、1/3
長寿命化改良事業	4	7,571	425,480	1/3
防災機能強化事業	14	—	266,118	1/3
屋外教育環境整備事業	5	40,677	79,368	1/3
学校体育諸施設整備事業	0	0	0	1/3
学校給食施設整備事業	2	259	56,899	1/2、1/3
太陽光発電等導入事業	1	—	65,210	1/2
幼稚園の整備(新増築・改築・改造等)	0	0	0	1/3
統 合 (改 修)	3	5,046	141,126	1/2
学校以外の社会体育施設	0	0	0	1/3
合 計	90	—	1,782,139	

第2節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

令和5年4月1日における公立高等学校（全日制）の数は、

県立高等学校 61校
市立高等学校 2校 } 計63校となっている。

これを設置学科別にみると、

ア 普通科（理数科を含む。）のみを設置する学校 — 県立28校

イ 職業学科のみを設置する学校 — 県立17校、市町村立2校

ウ 普通科（地域探究科を含む。）と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校 — 県立9校

エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立1校

オ 職業学科と総合学科を設置する学校 — 県立2校

カ 総合学科のみを設置する学校 — 県立4校

となっている。

(2) 学 区

「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」を廃止（平成30年4月1日施行）し、全県一学区となっている。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようになっている。

設置状況	設置者	県 立	市 立
定時制課程のみ		1 校	1 校
全日制課程と定時制課程の併置		6 校	1 校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1 校	
定時制課程と通信制課程の併置		1 校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応えていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、Ⅰ部（午前）・Ⅱ部（午後）・Ⅲ部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

令和5年3月の県内の中学校卒業予定者数が、昨年度より325人減少することや地区ごとの進学状況の差異を勘案し、県立全日制において180人の定員減とする入学定員の設定を行った。

全日制課程の定員増減は、次のとおりである。なお、定時制課程、通信制課程においては、令和4年度の入学定員と同じであり、増減はない。

◆全日制課程（定員増減） ▲180人

□ 学校全体として定員増減がある学校 [8校]

[岐阜地区 ▲70]

岐阜城北 （総合▲20）

各務原 （普通▲40）

岐阜工業 （航空・機械工学科群▲10）

[西濃地区 ▲70]

池田 （普通▲20）

大垣工業 （機械工学科群▲15、電気・電子工学科群▲15、化学技術工学▲10）

海津明誠 （生活デザイン▲10）

[美濃地区 ±0]

[可茂地区 ▲40]

東濃実業 （ビジネス▲10、ビジネス情報▲10）

可児工業 （機械工学▲10、建設工学科群▲5、化学技術工学▲5）

[東濃地区 ±0]

[飛騨地区 ±0]

◆定時制課程 令和4年度の入学定員と同じであり、増減はない。

◆通信制課程 令和4年度の入学定員と同じであり、増減はない。

平成30年度県立高等学校入学選抜から実施している県外からの生徒募集（以下、県外募集という。）については募集分野を見直し、令和5年度県立高等学校入学選抜においては、特色ある教育や部活動に加え、全国で活躍する部活動を実施する学校においても県外募集を行った。特色ある教育で、加納高等学校（音楽）、多治見工業高等学校（セラミック）、恵那農業高等学校（ふるさと教育：食、花と緑）、坂下高等学校（福祉）、益田清風高等学校（ふるさと教育（地域文化伝承）：総合）、高山工業高等学校（建築インテリア）の6校、全国で活躍する部活動で、羽島北高等学校（フェンシング）、岐阜総合学園高等学校（ホッケー・男子）、岐阜城北高等学校（硬式野球・男子）、岐阜商業高等学校（硬式野球・男子）、岐南工業高等学校（自転車競技）、岐阜各務野高等学校（ホッケー・女子）、大垣南高等学校（フェンシング）、大垣東高等学校（水球）、大垣商業高等学校（体操）、海津明誠高等学校（ヨット）、関有知高等学校（ライフル射撃）、加茂高等学校（ボート）、飛騨神岡高等学校（ロボット）の13校、計19校で県外募集を行った。

令和5年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課 程	設置者	県 立	市 立	合 計
全 日 制		12,681	440	13,121
定 時 制		600	120	720
通 信 制		320	0	320
合 計		13,601	560	14,161

県内中学校卒業生の高等学校等進学率（通信制を除く）については、平成15年度以降は95％程度で推移していたが、平成31年度に再び94.0％となり、令和4年度には、中学校卒業生数が最大であった平成元年以降で最小の92.5％となった。

県内中学校卒業生の高等学校等進学率（通信制を除く）

区 分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
岐阜県（％）	94.9	94.0	94.6	95.4	95.4	95.6	95.3	95.6	95.1	94.8	95.3
全国平均（％）	95.8	95.8	96.1	96.3	96.5	96.5	96.4	96.4	96.3	96.3	96.4
比 較	△0.9	△1.8	△1.5	△0.9	△1.1	△0.9	△1.1	△0.8	△1.2	△1.5	△1.1
区 分	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4
岐阜県（％）	95.4	95.2	95.1	94.9	94.9	95.0	94.7	94.0	93.8	93.1	92.5
全国平均（％）	96.5	96.5	96.5	96.6	96.6	96.4	96.3	95.8	95.5	95.0	94.3
比 較	△1.1	△1.3	△1.4	△1.7	△1.7	△1.4	△1.6	△1.8	△1.7	△1.9	△1.8

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区 分	校舎保有面積				うち、産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積㎡	576,779	51,436	2,722	630,937	156,105	22,007	223	178,335

区 分	屋 内 運動場 (武道場を含む)	プール	校 地 保 有 面 積			
			建物敷地	運動場	実 験 実習地等	計
面積㎡	112,504	19校 水面積 8,987	1,158,837	1,245,528	1,655,839	4,060,204

(2) 令和4年度の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額（千円）	うち国庫補助（千円）
校 舎 等 整 備	0	0	0
校 舎 等 改 修	54	2,726,885	0
校 地 整 備	16	355,019	0
老 朽 校 舎 改 築	6	2,851,911	0
合 計	—	5,933,815	0

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

(3) 令和5年度の整備予定

事 業 名	学 校 数	金 額（千円）	うち国庫補助（千円）
校 舎 等 整 備	2	11,605	0
校 舎 等 改 修	42	2,341,243	0
産業教育施設整備	1	402,741	69,523
校 地 整 備	9	198,350	0
老 朽 校 舎 改 築	6	4,747,112	0
合 計	—	7,701,051	69,523

※金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

6 授業料等

平成22年4月から平成26年3月まで、全日制・定時制・通信制課程の授業料については、原則不徴収となっていたが、平成26年4月からは、所得制限を設けて授業料相当額を支援する「高等学校等就学支援金」制度となっている。

区 分		全日制課程	定時制課程	専攻科	通信制課程
授 業 料	年 額	118,800円	32,400円	118,800円	1 単位
	月 額	9,900円	2,700円	9,900円	310円
入 学 考 査 料		2,200円	950円	2,200円	—
入 学 金		5,650円	2,100円	5,650円	500円

7 修学支援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

※上記1から4の複数の奨学金制度を利用することはできません。

種 類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）																																					
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が良以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（主たる家計支持者の収入状況により判断する。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在学生であること ・人物、学業とも優秀であること（新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること																																					
対象校種	大学（専攻科、別科及び大学院を除く。） 短期大学 高等専門学校（専攻科を除く。）	高等学校（専攻科及び別科を除く。） 、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。） 、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程																																					
貸付月額	<table><tr><td rowspan="2">高 専</td><td>県選奨生奨学金 のみの場合</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td><td>14,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">大 学</td><td>県選奨生奨学金 のみの場合</td><td>32,000円</td></tr><tr><td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td><td>16,000円</td></tr></table>	高 専	県選奨生奨学金 のみの場合	18,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円	大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円	<table><tr><td colspan="3">自 宅 通 学</td><td colspan="2">自宅外通学又は 通学費高額負担者</td></tr><tr><td rowspan="4">国 公 立 高 校</td><td rowspan="2">選 択</td><td>18,000円</td><td rowspan="4">選 択</td><td>23,000円</td></tr><tr><td></td><td>28,000円</td></tr><tr><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td></td><td>40,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">私 立 高 校</td><td rowspan="2">選 択</td><td>30,000円</td><td rowspan="4">選 択</td><td>35,000円</td></tr><tr><td></td><td>40,000円</td></tr><tr><td>47,000円</td><td>52,000円</td></tr><tr><td></td><td>57,000円</td></tr></table>	自 宅 通 学			自宅外通学又は 通学費高額負担者		国 公 立 高 校	選 択	18,000円	選 択	23,000円		28,000円	30,000円	35,000円		40,000円	私 立 高 校	選 択	30,000円	選 択	35,000円		40,000円	47,000円	52,000円		57,000円
高 専	県選奨生奨学金 のみの場合		18,000円																																				
	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円																																					
大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円																																					
	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円																																					
自 宅 通 学			自宅外通学又は 通学費高額負担者																																				
国 公 立 高 校	選 択	18,000円	選 択	23,000円																																			
				28,000円																																			
	30,000円	35,000円																																					
		40,000円																																					
私 立 高 校	選 択	30,000円	選 択	35,000円																																			
				40,000円																																			
	47,000円	52,000円																																					
		57,000円																																					
利 息	無 利 息																																						

種 類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金		
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在学学生であること ・経済的理由により修学が困難と認められること（世帯全員の収入状況により判断するが、収入基準額は家族構成等により異なる。）	以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の在学学生であること ・生徒自身が第3子以降であること		
対象校種	高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、高等専門学校（専攻科を除く。）	高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校（専攻科を除く。）		
貸付月額		自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者	
	高等専門学校	18,000円		
	国公立高校	18,000円	23,000円	
			28,000円	
	私立高校	30,000円	35,000円	
			40,000円	
		自宅通学	自宅外通学又は通学費高額負担者	
高等専門学校	18,000円			
国公立高校	18,000円	23,000円		
		28,000円		
私立高校	30,000円	35,000円		
		40,000円		
入学支度金（希望者のみ）		75,000円		
利 息	無 利 息			

第3節 特別支援教育

1 特別支援教育の現況

(1) 特別支援学校の整備

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。

平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」に基づき、平成29年4月までに8校を新設、1校を一括移転、1校を新築移転し、20校体制となった。また、平成29年3月に策定した「新子どもかがやきプラン」に基づき、平成30年4月に1校を新設した。現在県立21校（うち1校は分校）、市立2校が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健医療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科医療科が設置されている。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜聾学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校し、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと隣接した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。開校時は医療型障害児入所施設岐阜県立希望が丘学園（現 岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター）に隣接した学校で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。また、平成27年9月に岐阜市則武に新築移転し、平成28年4月には、高等部を設置した。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

県内で初の知的障がいの程度が軽度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成29年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・岐阜県立羽島特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成28年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立大垣特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4

月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。平成29年4月に肢体不自由部門及び病弱部門を設置した。平成30年4月、北校舎を西濃高等特別支援学校に移管した。

・岐阜県立西濃高等特別支援学校

知的障がい程度の生徒を対象とした高等部単独の特別支援学校として、平成30年4月に開校した。職業教育に特化した総合産業科が設置されている。

・岐阜県立海津特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立郡上特別支援学校

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狭隘化解消のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・岐阜県立関特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に病弱部門を設置した。

・岐阜県立中濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校した。福祉型障害児入所施設県立ひまわりの丘第1学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。平成27年4月に関特別支援学校内に分教室を設置し、令和元年3月に児童生徒の減少に伴い閉級した。

・岐阜県立可茂特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。狭隘化解消のため令和4年12月に校舎増築を行い、令和5年4月に高等特別支援学校機能を導入した。

・岐阜県立東濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉級した。平成28年4月に肢体不自由及び病弱部門を設置した。

・岐阜県立恵那特別支援学校

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町に一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立下呂特別支援学校

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した飛騨特別支援学校下呂分校をもとにして、平成25年4月に知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立飛騨特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。福祉型障害児入所施設山ゆり学園に隣接した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平

成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。高山赤十字病院に隣設した学校(分校)で、小学部、中学部が設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。平成28年4月に高等部及び肢体不自由部門を設置した。

・岐阜県立飛騨吉城特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成25年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜市立岐阜特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校し、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校したが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転した。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・各務原市立各務原特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校し、高等部が設置されている。平成17年3月(旧)岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。平成29年4月に各務原市立各務原特別支援学校と校名変更をした。

(2) 特別支援学級の整備

令和5年度は、小学校で26学級増、中学校で14学級増、義務教育学校で11学級増の結果、小学校805学級、中学校392学級、義務教育学校14学級、計1,211学級となった。(国立を除く。)

(3) 通級による指導

令和5年度は、小学校で28教室増、中学校で11教室増、義務教育学校で5教室増の結果、小学校387教室、中学校111教室、義務教育学校5教室となった。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進連携会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障がい者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、教育支援についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 「子どもかがやきプラン」の策定

平成18年3月に「子どもかがやきプラン」を策定し、さらには、平成21年3月に改訂し、「地域で学び、地域で育ち、地域に貢献する」を基本理念として、特別支援学校の整備や支援体制の確立、職業教育の充実など、特別支援教育の推進を図った。

(7) 「新子どもかがやきプラン」の策定

「子どもかがやきプラン」が概ね完成したことを踏まえ、平成29年3月に「新子どもかがやきプラン」を策定した。「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」を基本理念とし、高等特別支援学校の全県展開や発達障がい等のある児童生徒への支援強化、教員の専門性向上など、さらなる特別支援教育の推進を図ることとしている。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数（令和5.5.1現在）

	特別支援学校			特別支援学級						
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級 数	小 学 校		中 学 校		義務教育学校		児 童 生徒数
				学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	
視覚障がい	3	3	5	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	31	13	13	9	24	5	10	0	0	34
肢体不自由	186(5)	90(0)	128	11	16	7	9	0	0	25
知的障がい	638(2)	392(0)	239	396	1,985	194	862	8	39	2,886
病 弱	45(8)	43(4)	46	4	6	4	3	0	0	9
言語障がい				0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				385	1,968	182	830	6	33	2,831
合 計	903(15)	541(4)	431	805	3,999	392	1,714	14	72	5,785

（注）児童・生徒数中（ ）内の数は訪問教育児童・生徒数…内数
上記の他 国立義務教育学校前期課程知的障がい3学級17人
国立義務教育学校後期課程知的障がい3学級15人

県立特別支援学校の概況

区 分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合 計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積㎡	99,429	10,067	776	110,272	873	0	0	873	111,145
比率%	90.2	9.1	0.7	100	100	0	—	100	

学 校 数 21校（分校1校含む）

区 分	屋 内 運動場	プー ル	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	その他	計
面積㎡	15,697	8校 水面積 1,436	217,494	134,061	38,327	389,882

令和5年度県立特別支援学校施設の整備計画

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
特別支援学校設置基準対策事業費	4校	26,342千円	0円

令和4年度県立特別支援学校施設の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
可茂特別支援学校施設整備	1校	1,421,315千円	512,783千円
郡上特別支援学校施設整備	1校	— 千円	— 千円

第4節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実されてきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そして昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18人、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編制基準を15人に引き下げた（義務教育学校の前期課程にも準用）。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している（義務教育学校の後期課程にも準用）。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県的視野に立って校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学校生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて61年目を迎え、すでに2,300人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり困難にも感じられたが、今日では進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まことに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～39年度－235人	54年度－47 "	6年度－47 "	21年度－14 "
40 " －78 "	55 " －34 "	7 " －41 "	22 " －14 "
41 " －71 "	56 " －34 "	8 " －49 "	23 " －12 "
42 " －70 "	57 " －24 "	9 " －46 "	24 " －7 "
43 " －90 "	58 " －27 "	10 " －39 "	25 " －3 "
44 " －80 "	59 " －42 "	11 " －46 "	26 " －10 "
45 " －55 "	60 " －45 "	12 " －38 "	27 " －11 "
46 " －65 "	61 " －30 "	13 " －36 "	28 " －6 "
47 " －84 "	62 " －40 "	14 " －25 "	29 " －8 "
48 " －64 "	63 " －44 "	15 " －25 "	30 " －7 "
49 " －42 "	元 " －36 "	16 " －8 "	31 " －2 "
50 " －58 "	2 " －37 "	17 " －37 "	2 " －4 "
51 " －56 "	3 " －42 "	18 " －32 "	3 " －3 "
52 " －44 "	4 " －40 "	19 " －21 "	4 " －2 "
53 " －48 "	5 " －48 "	20 " －15 "	5 " －1 "

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育 事務所名	郡市	級地	小 学 校	中 学 校		義務教育学校		計
				本校	分校	本校	分校	
西濃	大垣市	1	時	1				1
美濃	関市	2	板取	1				1
	郡上市	2	高鷲北、石徹白	2				2
可茂	加茂郡	(準)	神測	1	神測	1		10
		1	久田見、蘇原、黒川、東白川	4	八百津東部、黒川、東白川	3		
		2	佐見	1				
東濃	中津川市	1	加子母	1	加子母	1		2
	恵那市	(準)	中野方	1				7
		(特)		恵那北	1			
		1	飯地、串原、上矢作	3	串原、上矢作	2		
飛騨	高山市	(準)	朝日	1				8
		1	岩滝	1	朝日	1		
		2	荘川、本郷、栃尾	3	荘川、北稜	2		
	飛騨市	(準)	河合	1				4
		1	宮川	1				
		3	山之村	1	山之村	1		
	下呂市	(準)	上原	1				2
		1	馬瀬	1				
	大野郡	2				白川郷学園	1	1
小 計				25		12	1	
合 計				25		12	1	38

(注) (準) は、準へき地 (特) は、特地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となる児童生徒のために、市町村において寄宿舎が開設されてきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、令和元年度以降いずれも開設されていない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより必要となった通学用のスクールバスの購入や、へき地学校勤務教員用の宿舎の建設を国の補助制度を活用して行っている。

令和4年度においては、4市町において延べ6台のスクールバスが購入された。なお、宿舎の整備実績はなかった。

第5節 教職員の人事

1 概 要

児童生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。その中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員の人事管理は、それぞれの地域、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質・能力を高めることを目指して行われ、児童生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中・義務教育学校

令和5年度小・中・義務教育学校の教職員定数は、小学校（義務教育学校の前期課程含む。）7,560人、中学校（義務教育学校の後期課程含む。）4,373人、合計11,933人でその内訳は次のとおりである。

令和5年度小・中・義務教育学校教職員定数

種別	学校別	小学校（義務教育学校の前期課程含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程含む。）	計
校 長		348	171	519
教 頭		391	212	603
主 幹 教 諭		11	46	57
指 導 教 諭		12	5	17
教 諭		5,910	3,500	9,410
養 護 教 諭		359	183	542
事 務 職 員		387	200	587
充 指 導 主 事		46	7	53
栄 養 教 諭		89	45	134
学 校 栄 養 職 員		7	4	11
計		7,560	4,373	11,933

(注) 1 教頭に副校長含む 2 義務教育学校長は小学校に含む。

(2) 高等学校・特別支援学校

令和5年度教職員定員数は、県立学校5,418人（高等学校3,675人、特別支援学校1,743人）市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校139人、計5,588人で、内訳は次のとおりである。
昨年度に比べて35人減となった。

令和5年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区 分	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	合 計
校 長	64	22	86
教 諭 等	(△8) 2,991	(△8) 1,598	(△16) 4,589
養 護 教 諭	86	(△2) 36	(△2) 122
栄 養 教 諭	—	19	19
実 習 助 手	(△3) 284	(3) 38	322
寄 宿 舎 指 導 員	—	(△13) 52	(△13) 52
事 務 (一 般)	(△3) 218	95	(△3) 313
事 務 (図 書)	45	—	45
学 校 栄 養 職 員	5	1	6
実 習 補 助 員	5	—	5
学 校 用 務 員	8	6	14
調 理 師	—	6	6
ボ イ ラ 技 士	—	—	0
運 転 士	—	—	0
看 護 師	—	(△1) 6	(△1) 6
介 護 員	—	3	3
計	(△14) 3,706	(△21) 1,882	(△35) 5,588

- (注) 1 () の数は、令和4年度からの増減数である。
2 市立定時制高等学校の定数31（校長1、教員30）を含む。
3 市立特別支援学校の定数139（校長2、教員127、養教3、事務7）を含む。

3 令和5年度人事異動

(1) 小・中・義務教育学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

- a 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあつては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。

- b 校長、副校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し適所に配置する。特に男女共同参画社会の実現に鑑み優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

- a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が生きるよう適材を適所に配置する。

また、学校間連携を図り、教育課題に対するマネジメント機能の維持・強化やへき地小規模校の人材育成などの諸課題に対応するために主幹教諭を57名配置した。さらに、特別支援教育や外国人児童生徒教育等について適切な指導・助言を行い、学校教育の充実・指導体制の強化を図るために指導教諭を17名配置した。

- b 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るため、職場経験の領域を広げる異動を推進する。
- c 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。
- d 小学校・中学校・義務教育学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。
- e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。
- f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

a 事務職員

市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

b 栄養教諭・学校栄養職員

市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。また、食育を充実させるために、新たに4人を採用し、123人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

定年による退職者は校長107人、教頭28人、教員202人、勸奨による退職者は校長2人、教頭3人、教員37人であった。普通退職者は、3月末で148人であった。新規採用者については、令和5年度教員採用選考試験合格者のうち成績優秀なものから445人を採用した。

ウ 異動人事

令和5年4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

校長の異動状況

(令和5年4月)

項目 学校	退職	教頭等→校長	校長→校長	事務局→校長		計	令和4年度
				新 任	転 任		
小学校	71	60	69	18	3	221	183
				21			
中学校	37	21	43	6	6	113	95
				12			
義務教育 学校	1	1	2	0	0	4	4
				0			
合 計	109	82	114	24	9	338	282
				23			

副校長の異動状況

(令和5年4月)

項目 学校	退職	教頭等→副校長	副校長→副校長	事務局→副校長		計	令和4年度
				新 任	転 任		
小学校	0	3	0	0	0	3	2
				0			
中学校	0	0	0	0	0	0	0
				0			
義務教育 学校	0	1	1	0	0	2	1
				0			
合 計	0	4	1	0	0	5	3
				0			

教頭の異動状況

(令和5年4月)

項目 学校	退職	教諭等→教頭	教頭→教頭	事務局→教頭		計	令和4年度
				新 任	転 任		
小学校	23	70	93	10	5	201	167
				15			
中学校	8	41	44	12	2	107	96
				14			
義務教育 学校	0	1	6	2	0	9	4
				2			
合 計	31	112	143	24	7	317	267
				31			

特別支援学校の部主事の異動状況

(令和5年4月)

項目 学校	退職	新任部主事	部主事→部主事	事務局→部主事		計	令和4年度
				新 任	転 任		
特別支援	0	1	0	0	0	1	1

一般教職員異動状況

(令和5年4月)

区 分			計		令和4年度
退職者	小学校	定 年	145	255	226
		勸 奨	21		
		普 通 等	89		
	中学校	定 年	55	129	135
		勸 奨	16		
		普 通 等	58		
	義務教育学校	定 年	2	3	1
		勸 奨	0		
		普 通 等	1		
	計	定 年	202	387	362
		勸 奨	37		
		普 通 等	148		

区 分			計	令和4年度
異 動	小 学 校 → 小 学 校		753	1,652
	中 学 校 → 小 学 校		194	
	義 務 教 育 学 校 → 小 学 校		4	
	高 等 学 校 → 小 学 校		0	
	特 別 支 援 → 小 学 校		13	
	事 務 局 → 小 学 校		5	
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 小 学 校		12	
	小 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校		28	
	小 学 校 → 中 学 校		231	
	中 学 校 → 中 学 校		390	
	義 務 教 育 学 校 → 中 学 校		4	
	高 等 学 校 → 中 学 校		1	
	特 別 支 援 → 中 学 校		6	
	事 務 局 → 中 学 校		3	
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 中 学 校		10	
	中 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校		21	
	小 学 校 → 義 務 教 育 学 校		51	
	中 学 校 → 義 務 教 育 学 校		33	
	義 務 教 育 学 校 → 義 務 教 育 学 校		0	
	特 別 支 援 → 義 務 教 育 学 校		0	
	事 務 局 → 義 務 教 育 学 校		0	
	割 愛 ・ 日 本 人 学 校 → 義 務 教 育 学 校		0	
	義 務 教 育 学 校 → 割 愛 ・ 日 本 人 学 校		0	
	計		1,759	

区 分		計		令和4年度
新規採用者		(小289、中146、義10) 445		504
異動総合計		2,591		2,518
事務職員	新任	15	158	151
	転任	134		
	退職	9		
学校栄養職員	新任	0	0	1
	転任	0		
	退職	0		

令和5年度人事異動総括表

(令和5年4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	令和4年度
小 学 校	校 長	78	72	71	221	183
	副 校 長	3	0	0	3	2
	教 頭	80	98	23	201	167
	主 幹 教 諭	3	2	0	5	9
	指 導 教 諭	3	1	3	7	2
	一 般 職 員	289	972	252	1,513	1,507
	計	456	1,145	349	1,950	1,870
中 学 校	校 長	27	49	37	113	96
	副 校 長	0	0	0	0	0
	教 頭	55	47	8	110	97
	主 幹 教 諭	29	2	1	32	22
	指 導 教 諭	1	1	0	2	0
	一 般 職 員	146	635	128	909	905
	計	258	734	174	1,166	1,120
義務教育学校	校 長	1	2	1	4	4
	副 校 長	1	1	0	2	1
	教 頭	3	6	0	9	4
	主 幹 教 諭	0	1	0	1	0
	指 導 教 諭	0	0	0	0	0
	一 般 職 員	10	83	3	96	25
	計	15	93	4	112	34
特別支援学校（中学校の内数）		2	24	0	26	9
合 計		729	1,972	527	3,228	3,024

職 名	学 校	新 任	転 任	退 職	計	令和4年度
事 務 職 員	小 学 校	10	84	6	100	98
	中 学 校	5	46	3	54	50
	義務教育学校	0	4	0	4	3
	計	15	134	9	158	151
学校栄養職員	小 学 校	0	0	0	0	1
	中 学 校	0	0	0	0	0
	義務教育学校	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1
異動総合計		744	2106	536	3386	3,176

エ 県外・海外の計画的人事

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校教員の人事交流の実績があったことから、昭和47年度から鹿児島県との間で、小学校及び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度はのべ12名、平成24年度は5名の教員を震災支援派遣教員として宮城県へ派遣した。平成28年度は7名の教員を震災支援派遣教員として熊本県へ派遣した。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、昭和47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3ヵ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派 遣 先
R3	7	カイロ、ブダペスト、リヤド、メキシコ、ロッテルダム、カラチ、蘇州
R4	4	コロンボ、ヨハネスブルグ、上海、ソウル
R5	2	シンガポール、ヤンゴン

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

- 各学校の特色や実情を考慮し、長期的展望に立って適材を適所に配置する。特に人事異動に当たっては、今後少子化の進展が見込まれる中、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、経験や専門性を考慮した異動に配慮する。
- 教育長等による校長面談や教育委員等による教頭面接等のさまざまな機会を通して、管理職としての適性や力量を測り、効果的な人事配置に活用する。
- 任用に当たっては、「校長（管理職）の指標」に照らし、確かな教育理念と経営ビジョンを有し、労務管理、人材育成（組織マネジメント）、教育課程・学力向上（カリキュラム・マネジメント）、生徒指導、服務規律・危機管理（リスク・マネジメント）、家庭・地域との連携等のために必要な資質・能力を備えた人物を幅広く登用する。特に若手や女性の積極的な登用を図る。

(イ) 一般教員

- 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想を踏まえながら、免許教科、年齢、勤務歴、健康状況、能力・意欲・実績等を勘案して、適材を適所

に配置する。

b 視野の拡大を通して資質の向上を図る観点から、指導力を生かし高める異動を推進する。

(i) 同一校に長年勤務する者は、経験の幅を一層広げるため、より積極的な異動対象とする。

(ii) 採用後10年目までを目途に、全日制の課程と定時制の課程及び通信制の課程相互間の交流や高等学校と特別支援学校との交流、高等学校・特別支援学校と小中学校(義務教育学校を含む。)との交流などを積極的に推進する。

(iii) 新規採用者など若手教員が、ホームルーム経営や授業をはじめとした教育活動に注力できるよう、計画的な育成が図られる配置や異動を実施する。

(iv) 女性及び若手の活躍推進を図るとともに、学校外における多様な経験や多面的な視点を持つことができるよう、教育委員会事務局等への異動や、大学院等への研修派遣を積極的に推進する。

(v) 再任用教員の豊富な経験をより生かせる異動を推進する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の定年・勲奨による退職者は、校長18人を含む176人であった。普通退職者は、3月末で46人であった。新規採用者については、退職補充及び定員増等により令和5年度採用教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から179人(実習助手を含む)を採用した。

ウ 異動状況

令和5年4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

令和5年度定期人事異動総括表

(令和5年4月)

区 分	新任	転任	退職	出向	計	令和4年度
校 長	21	12	18	—	51	70
副 校 長	9	2	5	—	16	11
教 頭	33	38	14	—	85	99
特別支援学校 部 主 事	19	12	1	—	32	31
教 諭	171	432	175	—	778	753
養 護 教 諭	2	9	4	—	15	17
実 習 助 手	7	23	15	—	45	34
寄宿舎指導員	—	4	4	—	8	3
栄 養 教 諭	—	—	—	—	—	1
栄養教諭(任用替え)	1	—	—	—	1	—
事務職員等	52	80	30	36	198	189
計	315	612	266	36	1,229	1,208

(注) 1 退職者の定年・勲奨退職者数 228人(前年228人)

校 長 18(30) 特別支援学校部主事 1(1) 副 校 長 5(2)

教 職 員 139(156) 教 頭 14(17) 事 務 職 員 等 26(22)

- 2 高等学校と特別支援学校との交流 22 人（前年 17）
小・中・義務教育学校と特別支援学校との交流 33（前年 34）
- 3 事務職員等の知事部局等との人事交流 91 人（前年 95 人）
学校→知事部局 34（39） 教委事務局→学校 2（6）
学校→教委事務局 5（3） 知事部局等→学校 50（47）

エ 県外の計画的人事

（ア）他県（鹿児島県）との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかわし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和 45 年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は 3 年である。（令和 5 年度も各 1 人の人事交流を行った。）

4 教職員の給与、勤務条件等

教職員の給与については（1）以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（以下「人確法」という。）により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第 1 次改善（昭和 49 年 1 月 1 日実施）

給料表の改善

教育職給料表（三）の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表（二）についても、所要の改善が行われた。

第 2 次改善（昭和 50 年 1 月 1 日実施）

（1）給料表の改善

教育職給料表（三）の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特 1 等級を設置し、4 等級制とした。

また、教育職給料表（二）についても、所要の改善が行われた。

（2）義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第 3 次（前期分）改善（昭和 52 年 4 月 1 日実施）

（1）標準職務表の改善

原則として、校長は特 1 等級、教頭は 1 等級に格付けした。

（2）義務教育等教員特別手当の改正

月額の高額の引き上げが行われた。

（3）教育職員手当（主任手当、部活動手当）の支給

主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第 3 次（後期分）改善

（1）義務教育等教員特別手当の改正（昭和 53 年 4 月 1 日適用）

月額の高額を引き上げた。

（2）管理職手当の改正（昭和 54 年 1 月 1 日適用）

大規模学校の校長及び教頭の支給割合を 100 分の 2 引き上げ、それぞれ 100 分の 14 及び 100 分の 12 とした。

（3）教育職員手当（主任手当、部活動手当）の改正（昭和 53 年 4 月 1 日適用）

手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を 4 時間程度とした。

第 3 次（後期積残し分）改善

管理職手当の改正（昭和 55 年 4 月 1 日適用）

管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

- (1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制（平成元年4月30日実施）

4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

- (2) 配偶者出産休暇の新設（昭和58年4月1日実施）

配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (3) 給与の口座振込制度の導入（昭和58年7月1日実施）

職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。

- (4) 給料表の改正（昭和60年7月1日実施）

給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。

- (5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）

妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）

夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）

従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることができるとした。

また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。

- (8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）

日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月の第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

- (9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）

職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。

- (10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一の年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

- (11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）

- (12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）

- (13) 多胎妊婦の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。（平成10年4月1日適用）

- (14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし経過措置あり）

- (15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）

- (16) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成13年4月1日適用）

平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勸奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。

- (17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

- (18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

- (19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。(平成14年1月1日適用)
- (20) 学校における完全週休2日制を実施した。(平成14年4月1日適用)
- (21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。(平成14年4月1日適用)
- (22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。(平成14年4月1日適用)
- (23) 子の看護のための特別休暇を一の年において5日の範囲内の期間において認めることとした。(平成14年4月30日適用)
- (24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。(平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。)
- (25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正(平成16年1月1日適用)
20年以上勤続して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。
- (26) 岐阜市にかかる調整手当を廃止した。(平成17年1月1日適用)
- (27) 20年以上勤務して退職する職員にかかる特別昇給を廃止した。(平成17年3月31日施行)
- (28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。(平成17年4月1日適用)
- (29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。(平成17年4月1日)
- (30) 給与構造改革を実施した。(平成18年4月1日適用)
- ・給料月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行
 - ・昇給日(1月1日)を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給
 - ・地域手当の新設
- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正(平成18年4月1日適用)
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一の年において6日の範囲内の期間において認めることとした。(平成18年4月1日適用)
- (33) 管理職手当を定額支給とした。(平成19年4月1日適用)
- (34) 休息時間を廃止した。(平成19年4月1日適用)
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成19年4月1日適用)
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。
- (36) 教育職員手当(部活動手当等)の額を倍増した。(平成20年10月1日適用)
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正(平成21年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (38) 給料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。(平成21年4月1日適用)
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成21年4月1日適用)
給料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定(平成21年4月1日適用)
現下の厳しい財政状況に鑑み、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 給料表の改正(平成21年12月1日適用)
若年層を除き、給料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正(平成22年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (43) 給料の調整額の改正(平成22年1月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正(平成22年4月1日適用)
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正(平成22年4月1日適用)
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。

- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成22年4月1日適用）
職員の給料の月額を抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正（平成22年6月30日適用）
子の看護休暇の拡充
一の年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一の年において5日まで取得できるようにした。
- (48) 職員の勤務時間の短縮（平成22年8月1日適用）
1日の勤務時間を8時間から7時間45分にした。
- (49) 義務教育等教員特別手当の改正（平成23年1月1日適用）
月額の最高額を引き下げた。
- (50) 給料の調整額の改正（平成23年1月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成23年4月1日適用）
職員の給料の月額を抑制率を改正した。
- (52) 給料の調整額の改正（平成23年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正（平成23年4月1日適用）
自宅にかかる住居手当（単身赴任者にかかるものを含む。）を廃止した。
- (54) 自己啓発等休業制度の創設（平成24年4月1日適用）
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設
- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年4月1日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、
父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整数の改正（平成24年4月1日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年4月1日適用）
職員の給料の月額を抑制率を改正した。
- (58) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成25年4月1日適用）
退職手当の支給率を平成26年7月にかけて段階的に引き下げることとした。
- (59) 特別支援教育に従事する職員に支給されていた給料の調整額を廃止した。（平成25年4月1日適用）
- (60) 岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例の制定（平成25年7月1日適用）
国からの要請に基づく職員の給与の減額を実施
- (61) 高齢層職員の昇給昇格制度の改正（平成26年1月1日適用）
55歳を超える職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。位の
号給から昇格する場合の昇格後の号給を抑制した。
- (62) 通勤手当の改正（平成26年4月1日適用）
自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、60以上の距離区分を新たに設け、
手当額を増額した。
- (63) 技能職員等の給料表切替（平成26年4月1日適用）
技能職員等の適用する給料表を行政職給料表から技能労務職給料表に切り替え。
- (64) 特別休暇制度の一部改正（平成26年4月1日適用）
家族看護休暇を学校等において実施される行事に出席する場合に取得できるよう拡充。

- (65) 週休日の振替期間の改正（平成26年4月1日適用）
公立学校の教職員が土曜授業等を行った場合の週休日の振替期間を前8週後16週に拡充。
- (66) 配偶者同行休業制度を導入した。（平成26年8月1日適用）
- (67) 給与制度の総合的見直しを実施した。（平成27年4月1日適用）
現行の給与水準を維持しつつ、給料表における給与カーブを見直した。
- (68) 教育職員手当（部活動手当等）の額を25%増額した。（平成27年4月1日適用）
- (69) 単身赴任手当の改正（平成27年4月1日適用）
基礎額及び加算額を引き上げた。
- (70) 寒冷地手当の改正（平成27年4月1日適用）
支給対象地域及び支給対象公署を見直し。
- (71) 地域手当の改正（平成28年4月1日適用）
支給地域及び支給割合を拡充した。
- (72) 介護時間制度の新設（平成29年1月1日適用）
連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能。
- (73) 教育職員手当（部活動手当等）の額を20%増額した。（平成30年1月1日適用）
- (74) 退職手当の支給率を引き下げ、調整額を引き上げた。（平成30年4月1日適用）
- (75) 扶養手当の改正（平成30年4月1日適用）
配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げた。（段階実施）
- (76) 宿日直手当の改正（平成30年4月1日適用）
宿日直手当の勤務1回に係る支給額を引き上げた。
- (77) 教育職員手当（部活動手当）の従事時間を3時間程度とした。（平成31年4月1日適用）
- (78) 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部改正（令和5年4月1日適用）
職員の定年を段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入した。
60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給料月額、当分の間、その職員に適用される給料表の7割水準とした。
職員の定年の段階的引上げに伴い、給料月額が減額される職員が不利にならないよう、当分の間、「ピーク時特例」を適用して退職手当を算定するようにした。
- (79) 教育職員手当（主任手当）の改正（令和5年4月1日適用）
手当の支給対象に「研修主事」を追加した。
- (80) 義務教育等教員特別手当の改正（令和5年4月1日適用）
学級担任を受け持つ再任用教諭に対し、手当額を上限まで増額した。

5 教職員の免許

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的としており、学校教育制度の根幹をなすもので、その授与は、各都道府県教育委員会が行っている。

(1) 免許状の授与

免許事務は、毎月25日までに受理した申請書類を、末日付けで処理し、翌月にその交付を行っている。

なお、臨時免許状の交付に当たっては、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状所有者には、その期間内での正規の資格取得を促している。

令和4年度の授与件数は、次のとおりである。

令和4年度免許状授与等件数

免許状の種類			件 数	免許状の種類			件 数
小 学 校	専 修	48	721	特別支援学校	専 修	3	
	1 種	80			1 種	80	
	2 種	172			2 種	172	
中 学 校	専 修	59	779	特別支援学校 (自立教科等)	1 種	0	
	1 種	41					
高 等 学 校	専 修	106	920	特別支援学校 (領域追加等)	専 修	3	
	1 種	920			1 種	1	
					2 種	15	
幼 稚 園	専 修	7	191	臨 時 免 許	幼 稚 園	1	
	1 種	375			小 学 校	38	
	2 種				中 学 校	4	
養 護 教 諭	専 修	2	高 等 学 校		2		
	1 種	13	特別支援学校		0		
	2 種	24	養 護		1		
栄 養 教 諭	1 種	19	6	特別免許	中 学 校	0	
	2 種	6			高 等 学 校	6	
				書 換 え ・ 再 交 付		274	
				計		3,967	

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号又は第6号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとし
て分限免職の処分を受けたとき。

令和4年度の失効件数は、免許状13件（事案4件）である。

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は

教育職員たるにふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

令和４年度の取り上げ件数は、免許状１件（事案１件）である。

(4) 免許教科外教科担任の許可

一定の要件の下で、その学校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担当することを、一年以内に限って許可している。

令和４年度の許可件数は、次のとおりである。

令和４年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分	教科	国語	社会	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健
中 学 校		36	19			35	12	7	18			30	0
高 等 学 校		2		3	2	3	1	0	1	5	2	1	0
特 別 支 援 学 校		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		38	19	4	2	38	13	7	19	5	2	31	0
学校区分	教科	看護	技術	家庭	情報	農業	工業	商業	福祉	外国語	宗教	職業	計
中 学 校			85	93						13	0	0	348
高 等 学 校		0		3	39	4	6	4	10	4	0	0	90
特 別 支 援 学 校		0	6	2	4	0	2	1	0	0	0	0	16
計		0	91	98	43	4	8	5	10	17	0	0	446

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要な場合には、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を所持していない者であっても、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持っている社会人を、特別非常勤講師として届け出ることによって任用が可能となっている。

令和４年度の届出は、小学校18件、中学校13件、高等学校108件、特別支援学校56件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

令和４年度において免許状を取得させるために次のとおり免許法認定講習を実施した。

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 ７月９日から10月30日まで

場 所 岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、ＯＫＢふれあい会館、岐阜市文化センター

科 目 教科に関する科目、教職に関する科目、特別支援教育に関する科目

(一部講習をオンライン形式で開講)

令和4年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
教 科 に 関 す る 科 目 10講座	58 人
教 職 に 関 す る 科 目 6講座	311 人
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目 9講座	701 人
計 25講座	1,070 人

第6節 公立幼稚園

平成20年12月策定の「岐阜県教育ビジョン」、平成26年3月策定の「第2次岐阜県教育ビジョン」いずれにおいても、その基本目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した。

平成20年10月には「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。その後、同会からの提言を受けて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、平成22年3月に「岐阜県幼児教育アクションプラン『ぎふっこ』すこやかプラン」を策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達の課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られてきた。

平成27年度は、県内6地区において「幼保小連携推進地区協議会」を実施した。さらに「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン策定委員会」（岐阜県幼児教育推進会議を兼ねる。）を設置し、「第1次岐阜県幼児教育アクションプラン」の成果と課題を踏まえつつ、今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討をした。その中で審議されたことをもとに、平成28年3月に「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定した。また、平成29年度は、「幼保小連携資料（接続期カリキュラム）」を作成した。平成30年度以降、同資料を県内に広く普及させるとともに、活用を促し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けた指導方法等の改善を推進してきた。

令和3年度は、学識経験者等による「岐阜県幼児教育推進会議」を継続して設置し、「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の重点である「3つの深まる」についての実施状況を把握するとともに、今後の幼児教育の推進・充実に関する意見聴取を行った。また、「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」を策定した。

令和4年度からは、「岐阜県幼児教育アクションプラン【改訂版】」に基づいた「つなぐ・高める・支える」幼児教育の推進のため、国の「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を受託し、「幼保小の連携・協働による『つなぐ・高める・支える』架け橋プログラムの開発・実践」をテーマに、カリキュラム開発会議の設置や接続期カリキュラムの開発に取り組んでいる。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園当た り学級数 B / A	本 務 教 員 数 C	1 園当た り教員数 C / A	園 児 数 D	1 園当た り園児数 D / A
平成10年度	90	261	2.90	469	5.21	6,535	72.6
平成11年度	90	261	2.90	472	5.24	6,325	70.3
平成12年度	90	262	2.91	480	5.33	6,365	70.7
平成13年度	91	261	2.87	494	5.43	6,344	69.7
平成14年度	91	299	3.29	506	5.56	6,349	69.8
平成15年度	90	304	3.38	516	5.73	6,320	70.2
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9
平成24年度	82	265	3.23	540	6.58	4,564	55.6
平成25年度	83	275	3.31	561	6.76	4,360	52.5
平成26年度	84	295	3.51	589	7.01	4,483	53.4
平成27年度	80	280	3.50	568	7.10	4,323	54.0
平成28年度	81	291	3.59	581	7.17	4,550	56.2
平成29年度	75	279	3.72	559	7.45	4,379	58.4
平成30年度	72	295	4.10	581	8.07	4,188	58.2
令和元年度	69	296	4.28	580	8.40	3,898	56.4
令和2年度	68	289	4.25	527	7.75	3,385	49.8
令和3年度	61	251	4.11	504	8.26	3,091	50.8
令和4年度	58	240	4.14	499	8.60	2,753	47.5

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
幼稚園数	197	196	200	193	192	192	188	188	188	188
就園率(本県) %	54.5	53.4	53.3	51.5	48.4	47.8	47.6	47.5	48.0	47.9
就園率(全国平均) %	60.6	59.3	58.9	58.5	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2	55.3

年 次	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
幼稚園数	188	188	184	184	177	172	167	164	154	149
就園率(本県) %	46.5	45.2	45.5	45.3	45.3	44.5	43.6	42.3	41.7	41.0
就園率(全国平均) %	54.8	54.2	53.5	48.5	46.5	44.8	42.6	38.4	39.0	36.9

(学校基本調査幼稚園・小学校による。幼稚園修了者数／小学校入学者数)

県乳幼児年齢別推計人口(令和5年4月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果―県統計課―)

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	11,426	12,353	12,162	12,937	13,760	14,120

第7節 私立学校

1 幼稚園

令和4年5月1日現在、幼稚園91園が設置されており、在籍園児数は14,379人である。幼稚園に係る助成制度として、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金等を交付するとともに、施設等利用費の一部を負担する。

私立幼稚園教育振興費補助金	4,139,744千円
（うち教育改革推進特別補助金	1,053,813千円)
私立学校耐震整備事業費補助金	3,333千円
幼児教育緊急環境整備事業費補助金	78,000千円
認定こども園施設整備事業費補助金	298,496千円
子育て支援施設等利用給付(負担金)	1,207,691千円
地域子ども・子育て支援事業費補助金	41,580千円
私立幼稚園連合会補助金	270千円
私立幼稚園PTA連合会補助金	180千円
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	360千円

2 小・中学校

令和4年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校543人、中学校1,540人である。

3 高等学校

令和4年5月1日現在、全日制課程16校、通信制課程6校が設置されており、在籍生徒数全日制課程10,952人、通信制課程2,341人である。

高等学校に係る助成制度として、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、グローバル人材の育成を目的とした事業等に対し補助金を交付する。また、家庭の経済的状況にかかわらず全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ちこめるよう、就学支援補助金及び授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校等教育振興費補助金（小・中学校分を含む。）	5,089,068千円
（うち教育改革推進特別補助金	675,987千円）
私立高等学校等就学支援補助金	3,120,625千円
私立高等学校等奨学金給付金	182,299千円
私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金	7,711千円
私立高等学校等授業料軽減補助金（小・中学校分を含む）	361,907千円
私立高等学校等入学金軽減補助金	106,040千円
岐阜県選奨生奨学金	28,614千円
岐阜県高等学校奨学金	47,400千円
岐阜県子育て支援奨学金	32,055千円
一般社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

令和4年5月1日現在、学校法人立21校、その他法人立4校、個人立1校の計26校があり、在籍生徒数は2,980人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

〔専門課程〕

服飾・家政関係	6	医療関係	7	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	3		
商業実務関係	2	文化・教養関係	2		

〔高等課程〕

服飾・家政関係	3	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

〔一般課程〕

服飾・家政関係	6	衛生関係	1
---------	---	------	---

(2) 各種学校

令和4年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立17校、個人立9校の計33校であり、在籍生徒数は2,997人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	2校	珠算・簿記	8校
編物・手芸	1校	自動車運転	6校
看護	7校	その他	9校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金等を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	126,017千円
（うち教育改革推進特別補助金	38,896千円）
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
（うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金	1,400千円）
私立専修学校専門課程就学支援補助金	663千円
高等教育修学支援事業費	103,845千円

5 その他

- ・文部科学省所轄の私立学校は、大学 9 校、短期大学10校の計19校がある。
私立大学協会補助金 90千円
私立短期大学協会補助金 90千円
- ・私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して106,905千円を補助する。
- ・私立学校教員の福利向上を図るため、一般社団法人岐阜県私学教職員退職金社団の退職金資金積立に要する経費に対して205,018千円を補助する。
- ・私立学校教職員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るものの概要は、以下のとおりである。

2 令和4年度教育調査統計

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、令和3会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査した。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係並びに地方教育行政機関の組織等の状況について、あわせて調査した。

(2) 子供の学習費調査

子供を公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した経費を、学校教育のために支出した経費、給食費として支出した経費、学習塾等の補助学習費やけいこごとなどのその他の学校外活動費として支出した経費に区分するとともに、世帯の年間収入をあわせて調査した。

(3) 社会教育調査

社会教育行政機関及び公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター等の社会教育施設を対象として、職員数や利用者数、事業の実施状況について調査した。

3 令和5年度教育調査統計計画

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るため、次の統計調査を実施する。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、令和4会計年度の学校教育費、社会教育費、教育行政費について、財源別・支出項目別に調査する。また、教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係について

あわせて調査する。

(2) 学校教員統計調査

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を対象として、教員の年齢別・職名別の構成や、個人属性、職務態様及び異動状況等を調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概 況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 令和4年度の事業

(1) 広報活動

ア 令和4年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5判159ページ年1回、210部発行。岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説をし、主として県内教育機関に配布した。また、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2023年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行

A 4判8ページ年1回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者等に配付した。

ウ その他の広報活動

県広報「岐阜県からのお知らせ」や、テレビ・ラジオ「ぎふ県だより」（ぎふちゃん）等の県政広報番組、地デジ・データ放送、県教育委員会ホームページ等を利用して各種教育情報を発信した。

エ パブリシティ活動

教育委員会決定事項や各種調査の結果、事業など、県政記者クラブを通じて報道機関への情報提供を行った。

月別 種別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者会見	1	0	1	2	0	0	0	2	0	2	0	3	11
資料配布	10	5	5	8	5	7	13	5	6	8	8	5	85
計	4	7	5	11	6	4	12	12	11	12	10	17	111

(2) 広聴活動

教育行政施策に反映させるため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聴く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング 12校（小4校、中7校、高2校）

3 令和5年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 令和5年度版「岐阜県の教育」の発行

- Ａ ５判約160ページ、210部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説
 - イ 教育便覧「2024年度版岐阜県教育のすがた」（日英併記）の発行
 - Ａ ４判 ８ページ年 1 回、900部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。
 - ウ その他の広報活動
 - 県教育委員会ホームページ、県広報「岐阜県からのお知らせ」、県政広報番組、地デジ・データ放送、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。
 - エ パブリシティ活動
 - 記者会見…県政記者クラブに対して、教育委員会決定事項、各種会議・調査結果、事業等の重要事項について発表する。
 - 資料配布…県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布
- (2) 広聴活動
- 教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から意見、要望を聴くため広聴会を次のとおり開催する。
- ア スクールミーティング
- 学校における課題やニーズを把握し、「子どもの視線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、保護者などとの意見交流の場を設ける。

第４章 表 彰

１ 岐阜県教育委員会表彰

(1) 岐阜県教育功労者表彰

岐阜県の教育及び学術の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人に対して表彰を行う。

教職員の表彰は、次の項目に該当するものに対して行う。

- ア 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の発行をし、その他学術、技芸及び芸術の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。
- イ 公務員としてその職責を遂行するため常に研究と修養に努め教育又は事務能率の刷新向上に努力し、その業績が抜群であるとき。
- ウ 天災等に際し特別の功労があったとき。

- エ その他特に表彰することを適当と認められる美事善行があり、他の模範であるとき。
- 表彰は市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の本庁の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員の会議において決定する。推薦は、原則５月末日まで行うものとし、表彰は８月中に行う。

第74回岐阜県教育功労者表彰

- 式典 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止
- ・多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの 15名

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

ア 永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）

第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として

推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

(ア) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

(イ) 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

(ウ) 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の規範である場合

(エ) その他特に表彰することが適当である場合

表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

表彰は、市町村（組合）の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

令和4年度岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

- ・勤続20年以上に達し他の規範であるもの 291人
（高等学校・特別支援学校72人、中学校63人、小学校141人、義務教育学校2人、事務局等13人）
- ・勤続30年以上に達し他の規範であるもの 445人
（高等学校・特別支援学校66人、中学校114人、小学校248人、義務教育学校3人、事務局等14人）

イ 退職教員表彰

教職員として多年にわたって勤務した者等が退職した場合において、特に県教育に貢献した者を表彰する。

令和4年度退職教員表彰 572人

（高等学校・特別支援学校179人、小学校・中学校389人、事務局等4人）

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰する。

ア 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等の育成に貢献したと認められる者

イ 同一種目の部等を永年指導し、部活動の振興発展に顕著な功績が認められる者

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化の振興、発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰する。

ア 全国的規模以上の大会等において入賞、又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、清流の国ぎふ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の受賞に至らなかったもの

イ 清流の国ぎふ栄誉賞又は岐阜県民栄誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

令和4年度岐阜県教育委員会教育長表彰

式典 令和5年2月20日 OKBふれあい会館展望レセプションルーム

優秀部育成者 2人（高等学校2人）

成績優秀者 14人（高校生7人、中学生6人、小学生1人）

成績優秀団体 6団体（高等学校6団体）

第5章 研 修

第1節 令和4年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター

- ・所在地 岐阜市藪田南5-9-1
- ・設置年月 昭和45年4月

2 令和4年度の実業概要

教育委員会では、学校教育の推進は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、全ての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度には、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には、則武情報分室を、平成21年度には可児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの実業は、「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」及び「第3次岐阜県教育振興基本計画（教育ビジョン）」に基づいた研修体系を構築することで、教員一人一人がそれぞれのキャリアステージに応じ、自らの課題を明確にしながらか自主的・自律的に研修を受講できる仕組みとなっている。また、今日的な教育課題への実践的な対応力を高めるため、研修講座を見直し、喫緊の課題に関する研修を充実させるとともに、研修のねらいや内容等に応じて、会場への集合による研修やオンライン（同時双方向型又はオンデマンド）による研修など研修方法を工夫し、効果的な研修の実施に努めている。令和元年度には、教員研修管理システムを導入し、研修の運営の効率化と受講履歴等の情報の集約化を図っている。

(1) 研修事業

ア 基本認識

世界的な視野をもち、地域社会の活性化に貢献する「地域社会人」の育成に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を図る。

イ 重点

- (ア) 選択講座の充実による自己の課題の明確化と主体性の向上
- (イ) 今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上
- (ウ) 個別最適な学びと協働的な学びによる実践的指導力の向上

ウ 基本研修講座 57講座

参加人数 幼稚園 118人 小学校 1,666人 中学校 960人 義務教育学校 34人
高等学校 1,493人 特別支援学校 634人 その他 7人 合計 4,912人
※小学校・中学校・義務教育学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

エ 選択研修講座 176講座

参加人数 幼稚園 236人 小学校 3,565人 中学校 2,347人 義務教育学校 89人
高等学校 1,839人 特別支援学校 845人 その他 92人 合計 9,013人
※小学校・中学校・義務教育学校・高等学校は公立のみ 私立はその他に含む

(2) 主な教員派遣事業

- ア 英語教育海外派遣研修（独立行政法人教職員支援機構主催） 中止
国外大学プログラム 中止
- イ 教職員等中央研修（独立行政法人教職員支援機構主催）（オンライン研修）
副校長・教頭等 5日間、10人、中堅職員 5日間、21人
- ウ 生徒指導および教育相談に対応する指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催）
小・高・特別支援学校生徒指導主事 3日間、31人
- エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修
専門研修 2か月間、4人
研究協議会 2日間、5人
- オ 産業教育派遣研修
産業・情報技術等指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催） 1人
産業教育実習助手（独立行政法人教職員支援機構主催） 1人
- カ 岐阜県長期内地派遣研修 0人
- キ 教頭等民間派遣研修 3人

(3) 教育情報事業

教育関係の資料は、図書 25,010冊、教育研究資料 49,437冊、雑誌 35,942冊、視聴覚資料 464点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書18,635冊などを所蔵している。それらの資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能である。

(4) 科学教育等の事業

ア 岐阜県児童生徒科学作品展

県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第66回児童生徒科学作品展を開催した。令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入賞作品等展示会及び表彰式は中止したが、応募点数は各地区展に出されたものを含めると、9,829点であった。

科学研究の一層の充実に資するため、科学作品展集録「科学の芽」第49集を刊行し、県内小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び関係教育機関に配布した。

第2節 令和5年度の計画

1 総合教育センター事業の内容

(1) 基本認識

世界的な視野をもち、地域社会の活性化に貢献する「地域社会人」の育成に向け、より質の高い教育を行っていくために、教職員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を図る。

(2) 基本方針と目指す姿

**指標に基づき教職員が
自らキャリアアップを図る研修の充実
「自ら学び続ける教職員」**

(3) 重点施策

ア 選択講座の充実による自己課題の明確化と主体性の向上

- ・選択研修の講座を176講座開設。
- ・指標に基づき全校種「学習指導」「生徒指導」「経営・分掌」「特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒への対応」「ICTや情報・教育データの利活用」の5つの観点から研修講座を設ける。また、自己課題に応じて研修講座を選択し受講する「基礎形成研修」を実施する。
- ・管理職は指標を基にし、基礎形成期において身に付けたい力を、どのようにつけさせていくのか期首面談等で若手教員と十分な話し合いを行い、校内研修と校外研修のプランニングをする。

イ 今日的な教育課題に関する講座の充実による対応力の向上

- ・アンケート等による受講者からの改善点等の要望、社会の変化に伴うニーズを掌握し、どの世代・校種にも広く対応した厳選した講話を実施する。
- ・法令に基づく事務処理やコンプライアンス意識の向上を図るため、すべての管理職を対象に、弁護士を講師とする研修を実施する。また、ハラスメントの発見・防止や業務遂行に係る適切な労務管理について、すべての管理職を対象に、臨床心理士を講師とする研修を実施する。
- ・ICT活用指導力の向上を図るため、授業等における1人1台タブレット端末や学習支援ソフトの効果的な活用をテーマとした実技研修を実施するとともに、ICT学習環境整備後の新たな学びについて外部有識者の知見を得る講話や教科別の授業改善講座を実施する。

ウ 個別最適な学びと協働的な学びによる実践的指導力の向上

- ・日々の実践につながる指導力の向上を図るため、研修のねらいや内容に応じて研修方法等を工夫して、個別最適な学びと協働的な学びを実現できる研修を実施する。
- ・会場への集合による研修に加え、テレビ会議システムやWeb会議システム、オンデマンド等オンラインによる研修も積極的に活用し、在勤校にしながら受講できる研修の充実を図る。

(4) 内容（詳細は、総合教育センターHP <https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/>）

ア 基本研修（57講座）（経年研修 29講座・職務研修 28講座）

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
幼稚園等新規採用教員研修	幼 認
初任者研修	小 中 義 高 特
新規採用養護教諭研修	小 中 義 高 特
新規採用栄養教諭研修	小 中 義 特 (任用替を含む。)
新規採用実習助手研修	高 特
6年目研修	小 中 義 高 特 養 栄
中堅教諭等資質向上研修	幼 認 小 中 義 高 特 養 栄
新規常勤講師研修	小 中 義
はじめての常勤講師研修	高 特
はじめての養護助教諭研修	高 特
市町村立小中学校等事務職員1年目研修	小 中 義

講 座 名 (略 称)	対 象
市町村立小中学校等事務職員 3 年目研修	小 中 義
新任学校司書研修	高
新任校長研修	小 中 義 高 特
新任副校長研修	高 特
新任教頭研修	小 中 義 高 特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小 中 義
新任指導教諭研修	小 中 義
新任 3 主任研修	高 特
新任研修主事研修	小 中 義
研修主事研修	高 特
県立学校 I C T 活用担当者研修	高 特
県立学校情報管理担当者研修	高 特
県立学校はじめての情報管理担当者研修	高 特
校務支援システム (e-教務) 担当者研修	高
特別支援学級 (小・義) ・言語通級指導教室 新任担当教員研修	小 義
特別支援学級 (中・義) 新任担当教員研修	中 義
特別支援学校 新任担当教員研修	特
特別支援学校 介護員・介護専門職研修	特
特別支援学校 寄宿舎指導員研修	特
市町村立小中学校等事務職員主任研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員主査研修	小 中 義
市町村立小中学校等事務職員課長補佐研修	小 中 義
学校司書資質向上研修	高
学校司書エリアマネージャー研修	高
事例を通して学ぶいじめ事案対応研修 (校長、生徒指導主事等)	小 中 義 高 特

イ 選択研修 (重点講話 4 講座)

講 座 名 (略 称)	対 象
重点講話① いのちの教育 命の授業～ドーリー夢メーカーと今を生きる～	幼 保 認 小 中 義 高 特
重点講話② 特別支援教育 発達障がいへの支援の在り方 ～困ったこと、悩んでいることの中にある宝物～	幼 保 認 小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
重点講話③ D X ・ 情報社会 教育現場のD X推進とテクノロジーで働き方改革～児童・生徒と向き合う時間の確保と教育の質の向上に向けて～	幼 保 認 小 中 義 高 特
重点講話④ 人権教育 人は見た目！というけれど～私の顔で自分らしく～	幼 保 認 小 中 義 高 特

ウ 選択研修（管理職向け研修 8講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
管理職アラカルト研修【学校経営】 組織を生かすリーダーシップ	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【人材育成】 人を育てる仕事のあり方	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【教育課程】 実践 深い学び	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【I C T活用】 I C Tと新たな学び	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【リスクマネジメント】 学校外への説明責任	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【生徒指導】 法規の視点から考える生徒指導	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【危機管理・わいせつ対応】 「性犯罪から子どもを守る」4つの前提条件を理解して、よりよい就業環境を考える	幼 保 認 小 中 義 高 特
管理職アラカルト研修【業務改善】 「まったなし！業務改善」学校における働き方改革を実態をもとに考える	幼 保 認 小 中 義 高 特

エ 選択研修（学習指導に関する研修 86講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
幼児教育指導力向上講座 ～環境構成の工夫や関わり方について考えよう～	幼 保 認 特
感性を育む幼児教育講座 ～豊かな感性をもち、遊びや活動を楽しむ子どもを育てよう～	幼 保 認 特
感性を育む絵画指導講座 ～子どもの絵について、体験しながら考える一日～	幼 保 認 小 義 特
幼保小連携講座 ～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を通して、つながろう～	幼 保 認 小 義 特
幼児の運動遊び指導者講習会 ～幼児の体力向上に関するマネジメントの在り方～	幼 保 認 小 義 特

講 座 名 (略 称)	対 象
食育・環境教育実践講座 ～土にふれよう、楽しく育てよう！～	幼 保 認 小 義 特
授業づくりサポート (小・義) ～春 実践交流編～～秋 授業づくり編～	小 義 特
授業づくり入門 (小・義) ～一単位時間の授業をどのように作るのかを学ぼう～	小 義 特
授業を見て学ぶ(教科) (小・義) ～実際に授業を参観し、指導のコツをつかもう～	小 義 特
指導計画と評価(教科) (小・義) ～見通しをもって指導し、適切に評価する力を身に付けよう～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 国語) ～児童が夢中になれる国語の授業づくりに向けて～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 社会) ～社会科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた社会科指導の改善～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 算数) ～全国学調結果分析を踏まえた授業改善～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 理科) ～授業づくりの悩みを解決し、大学の先生による専門的な観察・実験から学ぶ～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 音楽) ～児童の学びがつながる・広がる題材構想の在り方について、仲間と共に考え、学び合う～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 図画工作) ～生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 体育) ～豊かなスポーツライフの実現に向けて～	小 義 特
授業改善講座 (小・義 家庭) ～「授業づくりの悩みを解決、実践例を増やそう～	小 中 義 特
授業改善講座 (小・義 生活) ～授業から学ぼう！気づきの質を高める生活科指導～	小 義 特
「NEW! GIFUウェブラーニング」に関する研修 ～データを活用して指導力アップ・楽しく学んで学力アップ～	小 義 特
遊びを活用した体力向上指導者講習会 ～楽しい体育の極意～	小 義 特
英語指導力向上講座 (小・義) ～言語活動や学習評価の具体を学び外国語指導力向上を目指すそう！～	小 義 特
小学校英語専科教員研修 ～専科教員としての指導力を向上させよう～	小 義
e-Learning 小学校外国語講座 ～オンライン研修で指導力・英語力を向上させよう～	小 義

講 座 名 (略 称)	対 象
授業づくりサポート (中・義) ～日頃の悩みやアイデアを交流し、明日からの授業づくりについて考えよう～	中 義 特
学習指導の基礎・基本 (教科) (中・義) ～学習指導要領の理解を深め、教科指導力の向上を図ろう～	中 義 特
授業を見て学ぶ (教科) (中・義) ～実際に授業を参観し、指導のコツをつかもう～	中 義 特
指導計画と評価 (教科) (中・義) ～見通しをもって指導し、適切に評価する力を身に付けよう～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 国語) ～生徒がのめりこむ国語の授業づくりに向けて～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 社会) ～社会科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた社会科指導の改善～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 算数) ～3 Stepsで授業を変える (把握・分析・改善) ～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 理科) ～授業づくりの悩みを解決し、大学の先生による専門的な観察・実験から学ぶ～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 音楽) ～生徒の学びがつながる・広がる題材構想について、仲間と共に考え、学び合う～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 美術) ～生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 保健体育) ～ねらいを明確にした授業づくり～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 技術) ～困っていませんか？双方向性のあるコンテンツによるプログラミング～	中 義 特
授業改善講座 (中・義 家庭) ～学習指導要領を踏まえて、家庭科の指導力を高めよう～	小 中 義 特
英語指導力向上講座 (中・義) ～言語活動や学習評価の具体を学び、外国語指導力向上を目指そう！～	中 義 特
e-Learning 中・高等学校英語講座 ～オンライン研修で英語指導力を向上させよう～	中 義 高 特
中学校英語指導改善講座 ～R 5 全国学力・学習状況調査の結果分析を指導改善に生かそう～	中 義 特
教科指導基礎力向上講座 (高) ～授業の基礎・基本を学び、教科指導力の向上を図ろう～	高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
授業改善講座 (高 国語) ～実践から学び、実践で追求する！新時代を切り開く力を育む国語の授業づくり～	高 特
授業改善講座 (高 地歴公民) A 地歴・公民科の授業における問いの在り方	高 特
授業改善講座 (高 地歴公民) B ～「思考・判断・表現」の評価の方法～	高 特
授業改善講座 (高 数学) ～実践から学ぶ、授業力向上～	高 特
授業改善講座 (高 理科) ～実験は楽しい！実験のネタが手に入る～	高 特
授業改善講座 (高 音楽) ～資質・能力を確実に育成するために、音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動の充実～	高 特
授業改善講座 (高 美術) ～生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指して～	高 特
授業改善講座 (高 家庭・福祉) ～「主体的・対話的で深い学び」に対応した授業の研究をしよう～	高 特
授業改善講座 (高 工業) ～ＩＣＴの活用や学習活動と評価の工夫により、魅力ある授業をデザインする～	高 特
授業改善講座 (高 情報) ～実践に学ぶ！資質・能力を育む情報の授業！～	高 特
授業改善講座 (高 商業) ～実践から学ぶ、資質・能力を育成する授業！～	高 特
英語指導力向上講座 (高) ① ～指導と評価の一体化に向けて～	高 特
英語指導力向上講座 (高) ② ～授業ですぐに実践できるアイディアを～	高 特
技術力向上講座 (高 家庭・福祉) ～家庭・福祉の実技指導力向上を目指して～	高 特
技術を生かした農業の授業づくり講座 (高 農業) ～農業の「深い学び」につなげる専門力・授業力の向上～	高 特
モノづくりスキルアップ講座 ～各専門分野の技術や技能を学び、モノづくりスキルアップ！～	小 中 義 高 特
マーケティング戦略講座 (高 商業) ～地域に人を呼ぶ、地域のファンを作る実践的マーケティング授業～	高 特
「特別の教科 道徳」 (小・義・中) ～授業づくりのポイントを学ぼう～	小 中 義 特
授業改善講座 道徳教育と「特別の教科 道徳」 (小・中・義：理論編)	小 中 義 特

講 座 名 (略 称)	対 象
授業改善講座 道德教育と「特別の教科 道德」(小・中・義：実践編)	小 中 義 特
総合的な学習の時間 (小・中・義) ～探究的な学習の充実に向けて～これからの教育で求められるカリキュラムデザインのコツ～	小 中 義 特
総合的な学習の時間 (高・特) ～探究から始まる学びの充実～	高 特
日本の伝統音楽のよさを学ぶ ～日本の伝統音楽のよさを体験！一流講師から学ぶ「和太鼓」「箏」「篠笛」「民謡」の基礎講座～	幼 保 認 小 中 義 高 特
家庭科実技講習会 (小・中・義・高・特) ～家庭科の基礎的な実技の指導力を身に付けよう～	小 中 義 高 特
法曹三者から学ぶ司法の仕組み ～法曹三者の話から、司法の仕組みに対する理解を深めよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
高校を取り巻く社会の変化 ～高校生の金融教育～	高 特
A L T との授業デザイン研修 ～授業を実際のコミュニケーションの場とするために A L T とどんな授業ができるのか～	小 中 義 高 特
J E T プログラム 岐阜県外国語指導助手の指導力向上研修～A L T との関係づくり、授業づくりに向けて～	小 中 義 高 特
薬物乱用防止教室講習会(体育保健領域・特別活動等) ～薬物乱用防止教室のさらなる充実のために～	小 中 義 高 特
がん教育推進指定校授業研修会兼指導者研修会(体育保健領域・特別活動等) ～がん教育の充実に向け、外部講師を活用した授業の進め方について理解を深める～	小 中 義 高 特
養護教諭・栄養教諭の実践から学ぶ ～健康教育・食育の在り方～	小 中 義 高 特
武道指導講習会【柔道】 ～安全で楽しい柔道の指導方法を学ぶ～	中 義 高 特
運動部活動指導技術向上講習【全種目・トレーニング法】 ～指導方法の引き出しを増やそう！～	中 義 高 特
運動部活動指導技術向上講習【テニス】 ～指導上の課題や悩みを解決しよう！～	中 義 高 特
運動部活動指導技術向上講習【卓球(女子指導)】 ～専門性を高め、指導に役立てよう！～	中 義 高 特
理科教育講座 (小・中・義 理科) ～今日的な教育課題を踏まえた理科授業の実践と紀要の作成～	小 中 義 特
理科教育講座 (高 理科) ～生徒も自分も納得する授業づくり！～	高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
大学入試問題研究講座(高 国語) ～これからの時代に求められる学力とは 生徒の夢の実現を目指して～	高 特
大学入試問題研究講座(高 数学) ～これからの時代に求められる学力とは 生徒の夢の実現を目指して～	高 特
大学入試問題研究講座(高 外国語) ～新しい大学入試に求められる英語力とは 生徒の夢をかなえる授業をめざして～	高 特
研究開発講座(高 理科実験教材開発) ～協働で開発しよう、実験教材～	高
授業改善講座校内研修(高・特)～教科担当主事が訪問し、講義やワークショップ、授業研究会を行います！～	高 特

オ 選択研修(生徒指導に関する研修 19講座)

講 座 名 (略 称)	対 象
学級経営(基礎形成) ～一人一人が輝き成長するための学級経営を学ぼう～	小 中 義
学級活動(基礎形成) ～よりよい集団生活の構築や社会への参画、自己の実現に向けた実践に結び付ける学級活動の在り方を学ぼう～	小 中 義
特別活動 指導力向上講座(小・中・義) ～集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成する特別活動の在り方～	小 中 義
学級経営講座(小・義) ～児童がよりよく生きる力を獲得することができる学級経営の在り方を学ぼう～	小 義
学級経営講座(中・義) ～生徒がよりよく生きる力を獲得することができる学級経営の在り方を学ぼう～	中 義
高等学校のホームルーム経営 ～初めてのホームルーム経営～	高
研究開発講座(高 ホームルームノートの作成) ～青春を探求しよう HR活動活性化の手引き～	高
キャリア教育基礎講座(基礎形成) ～本校での教育活動をみつめ、キャリア教育をすすめよう～	小 中 義 高 特
キャリア教育実践講座 ～キャリア発達を促すためのキャリアカウンセリングの充実を！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
生徒指導基礎講座(小・中・義・高・特) ～事例を通して学ぶ問題行動対応～	小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
「魅力ある学校づくり」講座 ～「チーム学校」を基盤とした、いじめ・不登校の未然防止～	小 中 義
臨床心理士による児童生徒の発達特性を踏まえた教育相談の在り方 ～子どもの心と向き合うために～	小 中 義 高 特
教育相談基礎講座 ～子どもたちの心の成長を支えるために～	小 中 義 高 特
教育相談実践研修会 ～教育相談課題の理解と対応～	小 中 義 高 特
児童生徒理解講座 ～子どもたちの心の理解のために～	小 中 義 高 特
児童生徒への対応講座 ～子どもたちの心を育てるために～	小 中 義 高 特
外国人児童生徒への指導力向上講座 ～児童生徒一人一人を大切にしたい日本語指導・学習指導について学ぼう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
国際理解教育講座 ～JICA海外派遣の活用講座・ワークショップを通じて国際理解教育力を高めよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特

カ 選択研修（経営・分掌に関する研修 18講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
人権教育講座 ～人権教育でこそできる「人間尊重の気風がみなぎる学校づくり」～	幼 保 認 小 中 義 高 特
教師力を高めるメンタリングを身に付けよう！（高・特） ～メンタリングを通した「学ぶ力と育てる力」の向上～	高 特
話し方向上講座 ～相手に響く！伝わる！～「話し方」を磨こう！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
ワンペーパー向上講座 ～見やすい！分かりやすい！納得の1枚」を作ろう！	幼 保 認 小 中 義 高 特
プレゼン力向上講座 ～相手の心をつかむ！揺さぶる！プレゼン力を磨こう！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
保護者との信頼度向上講座 ～保護者との協力体制を築こう！～	幼 保 認 小 中 義 高 特
ファシリテーション講座 ～「場のデザイン力」「対人関係」「構造化」「合意形成」で、議論を活性化させよう～	幼 保 認 小 中 義 高 特
コーチング講座 ～力を引き出しモチベーションアップ！ コーチングを身に付け学校組織を豊かに～	幼 保 認 小 中 義 高 特
D I G（災害図上訓練）初級編 ～タブレットを利用したD I G研修～	幼 保 認 小 中 義

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
HUG（避難所運営シミュレーション）初級編 ～被災地から学ぶHUG研修～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修1（幼・小・義・中・高・特）～子どもの命を守りきる防災教育～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修2 ～関係機関と連携した災害時の学校の対応の在り方～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修3 ～災害発生時の対応 大川小学校事故に学ぶ～	幼 保 認 小 中 義 高 特
防災教育スペシャリスト養成研修4 ～危機管理マニュアルの見直し・改善～	幼 保 認 小 中 義 高 特

キ 選択研修(特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒への対応に関する研修16講座)

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
ユニバーサルデザインの授業づくり ～実践から学ぶ、誰もがわかる、ユニバーサルデザインの授業・環境づくり～	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある幼児児童生徒への支援 ～作業療法士の視点から学ぶ (やりにくさの捉え方、感覚統合)～	幼 保 認 小 中 義 高 特
個別の教育支援計画の作成・活用 ～作成の基本から、その活用までを学ぶ～	幼 保 認 小 中 義 高
障がい種別の実践者から学ぶ特別支援学級、通級指導教室の授業づくり	小 中 義 特
医学・福祉の視点から学ぶ特別支援教育 ～発達障がいのある幼児児童生徒への支援～	幼 保 認 小 中 義 高 特
I C T活用と読み書きに困難のある子どもの学び	幼 保 認 小 義 特
交流及び共同学習 ～共に学び、互いに成長し合える交流であるために～	小 中 義 高 特
特別支援教育講座 医療的ケア専門研修 ～学校における医療的ケアの実際～	幼 保 認 小 中 義 特
e-Learning 多様なニーズに応じた特別支援教育講座 ～現場で役立つコンテンツが見つかる(県内・県外の特別支援教育コンテンツより)～	幼 保 認 小 中 義 高 特
発達障がいのある子の性教育	幼 保 認 小 中 義 高
発達障がいのある子の「見る力」に対する指導	幼 保 認 小 中 義 高
発達障がいのある学生に対する支援の実際 ～高等教育機関における発達障がい学生に対する支援の実際～	幼 保 認 小 中 義 高
知的障がいのある児童生徒の学び～アセスメントを基にした授業づくり～	特
知的障がいのある児童生徒の学び～教科指導を見直す～	特
重複障がい学級の指導～基礎から学ぶ～	特
重複障がい学級の指導～作業療法士と共に考える「体」の授業～	特

ク 選択研修（ICTや情報・教育データの利活用に関する講座 22講座）

講 座 名 （ 略 称 ）	対 象
【基礎形成】これでばっちり！情報教育の基礎～ICT活用・著作権・情報管理の基礎を学ぶ～	小 中 義
ICT活用実践研修（小・中・義・高・特） ～1人1台端末と連携する学習支援ソフトの活用指導力を高める～	小 中 義 高 特
ICT活用実践研修（特） ～1人1台端末環境の活用と実践～	特
放課後学べる！ミニICT講座 ～短時間でICTツールの基本的な使い方や使い慣れたソフトの新機能を学ぶ～	小 中 義 高 特
みんなつながる！オンライン配信講座 ～魅力的なオンライン授業づくりの工夫とコツ～	小 中 義 高 特
スマートプレゼンテーション講座～わかる授業と児童・生徒の表現力を高めるために～	幼 保 認 小 中 義 高 特
データの分析と教育への活用講座 ～ビッグデータ（RESAS）を授業に活用しよう～	小 中 義 高 特
デザイン思考による課題解決学習講座 ～アイデアを形にするために～	小 中 義 高 特
先端技術で実現する個別最適な学びと教育の未来 ～世界の動向をつかみ、先端技術により「知の深化」「知の探索」を施し、未来を創造する子供の育成について考える～	幼 保 認 小 中 義 高 特
情報モラル教育指導者養成講座 ～学校で役立つ情報モラル教育～	幼 保 認 小 中 義 高 特
小学校プログラミング講座 ～教育課程への位置付けを実践的に行う～	小 義 特
ホームページによる県立学校の情報発信講座 ～WordPressを活用した効果的な学校情報の発信～	高 特
校務のための表計算活用講座 ～校務処理の短時間に役立つ機能の活用～	小 中 義 高 特
統合型校務支援システム活用講座 ～成績入力・保健機能の活用から校務の効率化を図る～	小 中 義
1人1台端末環境における情報モラル教育～今こそ必要な情報モラル教育の在り方～	小 中 義 高 特
新しい学びの時代における著作権教育講座 ～1人1台端末環境、オンライン学習における著作権について学ぶ～	小 中 義 高 特
放課後学べる！ミニ著作権講座 ～短時間で学校教育における著作権について学びます～	幼 保 認 小 中 義 高 特
VRやメタバースで実現する学び ～教育におけるデジタルトランスフォーメーション～	小 中 義 高 特
教育Y o u T u b e rが見てきた子どもたちの変化～これからの学びを考える～	小 中 義 高 特

講 座 名 (略 称)	対 象
伝わる！作れる！動画撮影や編集のポイント ～教材としての動画活用のために～	小 中 義 高 特
デジタルシチズンシップ教育のすすめ	小 中 義 高 特
次代を担う児童生徒のために学校教育に求められるもの	小 中 義 高 特

ケ 選択研修（育児休業からの復帰支援のための研修 1講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
育児休業からの復帰支援のための研修 ～育児と仕事の両立に向けて自分に合った働き方を考えよう～	小 中 義 高 特

コ 連携研修（大学との連携 4講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
スクールリーダー養成研修A	小 中 義 高 特
スクールリーダー養成研修B	小 中 義 高 特
スクールリーダー養成研修C	小 中 義 高 特
清流の国ぎふ教師養成塾（採用前研修）	小 中 義

サ 連携研修（文化施設との連携 8講座）

講 座 名 (略 称)	対 象
授業に活かす考古学講座【文化財保護センター】 ～本物に触れる感動を！興味・関心を高める授業づくり～	小 中 義 高 特
博物館活用講座【岐阜県博物館】 ～自然観察やバックヤード見学等を行い、博物館の魅力・活用方法を学びます～	幼 保 認 小 中 義 高 特
博物館活用講座【瑞浪市化石博物館】 ～地層の観察、化石採集・化石クリーニングを体験～	幼 保 認 小 中 義 高 特
先端科学技術体験講座（光触媒、エネルギー）【サイエンスワールド】 ～好奇心をくすぐる体験！チタンの作用、発電実験～	幼 保 認 小 中 義 高 特
リユース・サイエンス体験講座【サイエンスワールド】 ～楽しくリユース～	幼 保 認 小 中 義 高 特
美術館活用講座【岐阜県美術館】 ～感性を働かせて、美術館での活動に浸る一日～	小 中 義 高 特
美術館活用講座【岐阜県現代陶芸美術館】 ～感性を働かせて、美術館での活動に浸る一日～	小 中 義 高 特
野外で学ぶ体験講座【森林文化アカデミー】 ～自然にふれて感動する体験をクリエイト～ ～学びの本質・野外での体験学習から探る～	幼 保 認 小 中 義 高 特

第6章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針(平成13年7月版)」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針(平成13年7月版)」を策定した。平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。

平成16年には、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。

2 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

県では、平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐる様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県教育を総点検し、岐阜県教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間におたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成20年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

3 岐阜県教育振興基本計画(「第3次岐阜県教育ビジョン」)の策定

平成26年度以降、「第2次岐阜県教育ビジョン」に沿って、様々な施策を展開しながら本県教育の推進を図ってきた。しかし、その計画期間が平成30年度末で終了することから、社会経済情勢の変化や新しい課題に向き合い、柔軟に対応していく新たな計画として岐阜県教育振興基本計画(「第3次岐阜県教育ビジョン」(計画期間:2019年度～2023年度))を平成31年3月に策定した。岐阜県教育振興基本計画の策定にあたっては、教育委員による審議を中心に、各界の外部有識者により構成される「第3次教育ビジョン策定委員会」(平成30年2月～平成31年3月)を設け、今後推進すべき教育施策について広く意見交換を実施した。

岐阜県教育振興基本計画では、「世界的な視野をもち、『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」を基本理念に掲げ、超スマート社会の到来を見据え、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育むとともに、地方創生という視点からも地域を担う人づくりが重要であり、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を基本的な考えとしている。

施策の体系について、5つの基本方針(1)ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成 (2)多様な学びを支援する教育体制の充実 (3)未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進 (4)勤務環境の改革と教職員の資質向上 (5)学びを支援する安全・安心な教育環境づくり に沿って、28の目標を設定した。

基本方針の(1)から(3)までは、「子どもたちの育成の内容や方向性」について、(4)及び(5)については、それらを担う「人」や「教育環境」について掲げている。28の目標で取り組むべき主な施策のうち、今後5年間で重点的に取り組む施策として、「ふるさと教育の充実」、「ICT環境の整備と利活用の推進」について整理している。

なお、令和5年度末に「第3次岐阜県教育ビジョン」の終期となる。そのため、令和4年度末から、「第4次岐阜県教育ビジョン」の策定に向けて検討を始めた。策定にあたっては、県民や専門家の意見を聴取するため、第三者機関として「第4次岐阜県教育ビジョン策定委員会」を立ち上げた(任期：令和5年2月7日～令和6年3月31日)。今後も引き続き、県民の教育に対する意見や評価を踏まえつつ、コロナ禍を経て、新しい時代に対応した岐阜県教育の在り方の検討を進める。

4 新教育委員会制度への移行

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日に施行され、「新教育委員会制度」が導入されることとなった。この制度は、教育行政における責任体制の明確化、地域の民意を代表する首長との連携の強化等を目的としており、教育委員長と教育長が一本化され、新「教育長」の設置、知事と教育委員会が協議を行う「総合教育会議」の設置、知事による教育に関する「大綱」の策定等が定められた。

新「教育長」の設置については、法律の施行日に新「教育長」を置いた。また、「岐阜県教育大綱」と「岐阜県教育振興基本計画」のどちらが教育の方針を定めているのかを明らかにするため、平成31年3月に大綱を「岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱」(2019年度～2023年度)と改めた。「岐阜県教育振興基本計画」との関係は、「大綱は施策の基本となる方針を示すもので、具体的な施策を示すアクションプラン的なものが教育振興基本計画である」と整理された。